

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

令和2年1月29日
公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国各地区において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかかっています。

令和元年度においては、各地区における有識者との懇談会を令和元年11月及び12月に別紙1のとおり開催しました。これらの懇談会において有識者から示された主な意見の概要は以下のとおりです（地区別の主な意見は別紙2のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 独占禁止法の運用について

- ・ 今般の消費税率引上げに伴うキャッシュレスや軽減税率への対応のための費用は、小売業者が負担しているが、小売業者からメーカー等に対して、その原資を負担するよう不当な要求がされないか危惧している。（山形市）
- ・ 公正取引委員会に関する話題として、コンビニエンスストアの24時間営業、フランチャイズ加盟店と本部の関係、消費期限が近い商品の値引きを制限する行為などがある。値引きの制限は食品ロスとも関係するものであり、一般に身近な問題であるので、農林水産省などと連携して取り組んでもらいたい。（富山市）
- ・ 飲食店予約サイトの実態調査を行うとの報道がなされていたが、当該サイト上で不正確な情報がまん延すると、公正な競争が阻害されることとなるので、問題行為があればきちんと対応してもらいたい。（松山市）
- ・ 中小企業が研究開発したノウハウや知的財産権について、大手の取引先との間で秘密保持契約を締結する際に、ノウハウ等の一方的な提供を求められるなど不利な条件で契約を締結させられることがあるので、独占禁止法上の問題があればきちんと対応してもらいたい。（松山市）

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課

電話 03-3581-3574（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

- ・ 公正取引委員会では、携帯電話市場に関する実態調査においてＳＩＭロックの解除、自動更新付契約等について問題点を指摘しているが、それらのフォローアップが重要である。(北海道函館市)
- ・ タクシー業界のような安全・安心が最も重要な業界の場合、自由な競争に委ねることはできない場面があると思う。公正取引委員会は、安全・安心も尊重しながら業務に取り組んでもらいたい。(川崎市)
- ・ 課徴金減免制度について協力度合いに応じて減算率を設定する見直しが図られたが、現行制度では効果が無かったのか。改正後は、経済理論的には減免申請が増える可能性も減る可能性も両面あり得る。経済学的な検証を踏まえた上で見直すべきではなかったのか。(北海道函館市)
- ・ 不当廉売に対しては「注意」で対処されることが多いが、「注意」は公正取引委員会が行う措置の中で最も軽いものであり、抑止効果も限定的であるので、より踏み込んだ厳正な措置を探ってもらいたい。(富山市)
- ・ 企業の事業活動がボーダレス化し、海外市場ともつながることが可能になったが、海外市場では様々な問題に直面することから、他国の競争当局とも連携し、国内企業が海外市場でも安心して競争できる環境作りをしてもらいたい。(松山市)

2 デジタル・プラットフォーム関係について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査を行うことは、非常に意義のある取組であるので、今後も、デジタル・プラットフォーム事業者の技術革新の芽を摘むことなく、競争環境の整備に努めてもらいたい。(松山市)
- ・ 現状においてデジタル・プラットフォーム事業者とそれを用いて商売をしようとする取引先との力関係に大きな差が生じており、両社間の契約関係におけるルール、基準作りを行った方が良いのではないか。(北海道函館市)
- ・ 大手ＩＴ企業による個人情報の独占がメディアで大きな話題となっている。インターネット上のプラットフォームに出店する事業者や、プラットフォームで買い物をする消費者の個人情報をどのように保護していくのかが、今後の公正取引委員会の取組の課題だと感じている。(鳥取市)

3 企業結合審査について

- ・ 長崎の銀行に係る株式取得案件について、75パーセントあったシェアを65パーセントに低減する措置を講じたとしても、地域において圧倒的なシェアであることに変わりはなく、次第にシェアは上がっていき、寡占化してしまうのではないか。当該地域の活性化や市民のためになっているのか、公

正取引委員会にはしっかりモニタリングを行ってほしい。(鳥取市)

- ・ 大手ＩＴ企業間による企業結合により顧客情報が集中し、それによる弊害が懸念される。(福岡市)

4 下請法の運用について

- ・ 金型はオーダーメイドで製造するものであるが、金型の取引においては、今も製作図面の無償提供の要請といった問題が生じている。1対1の関係において取引先からそのような要請をされた場合、断ることで今後の取引がなくなってしまうことを恐れて応じているケースは多いのではないか。もっと金型受注業者を保護する政策を取らなければ正されない。(富山市)
- ・ 令和2年4月から中小企業にも時間外労働の上限規制が適用される予定であるが、現状、大企業でも当該規制への対応に苦慮している状況であり、そのしわ寄せが中小企業に及ばないか心配である。大企業が働き方改革を理由に短納期発注等を行うことがないよう留意してほしい。(大阪市)
- ・ 多くの起業家は、初めは下請事業者として仕事を受注する機会が多いものの、親事業者から不利益を受ける可能性があるにもかかわらず、下請法に関する知識を有している者がほぼゼロという状況であることから、起業家に対する下請法の周知活動を積極的に行ってもらいたい。(松山市)

5 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 商工会議所の会員に対して実施した消費税率引上げに伴う価格転嫁状況に関するアンケート調査の結果をみると、価格転嫁はおおむねスムーズに行われているようだ。公正取引委員会が違反行為の調査や指導、違反行為の未然防止のための周知活動等を継続して行ってきたことが要因の一つであり、公正取引委員会の取組が有効に機能したものと考えられる。引き続き、消費税転嫁対策に万全を期してほしい。(大阪市)
- ・ 消費税率が引き上げられたにもかかわらず、国や県からの委託料金が引き上げられていない状況である。そのような状況であるため、消費税転嫁対策については、転嫁拒否の相談窓口の設置による情報収集のほか、厳正かつ迅速な調査、重大な事案についての公表を引き続き行ってもらいたい。特に、中小事業者は、大企業に比べて力が弱いため、監視強化の更なる徹底による消費税の適正な転嫁のための環境作りを行ってもらいたい。(山形市)

6 景品表示法の運用について

- ・ 景品表示法が消費者庁に移管されたといつても、公正取引委員会の地方事務所では情報を受け付けていることが消費者には認知されていないと思うの

で、公正取引委員会地方事務所の景品表示法に関する情報受付の連絡先を消費者に分かるよう周知してもらいたい。（川崎市）

7 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のウェブサイトで使用する用語について、もっと平易な用語を使用するなどして、より消費者や中小事業者の視点に立った広報・広聴活動を実施してもらいたい。（山形市）
- ・ 今回配布された資料を見て、公正取引委員会が様々な調査を行っていることを初めて知った。こうした調査結果は、報告書の公表や、ウェブサイトに掲載すれば終わりというものではなく、より効果的な周知方法を検討してもらいたい。（富山市）
- ・ 確約手続を適用し確約計画を認定した旨の新聞発表があったが、具体的にどのような行為が公正かつ自由な競争に悪影響を与える可能性があったのか明らかにされていない。確約手続に係る法運用の透明性や事業者の予見可能性の確保の観点からも、消極的な情報公開の姿勢は問題であると考えている。（山形市）
- ・ 芸能分野における取組の効果として、大学生等の若者にも公正取引委員会や独占禁止法の存在感・認知度が着実に高まったと感じている。
若者の興味・関心を更に高めるためには、芸能分野における競争を促進・維持することにより、芸能人やアーティストの創造性が高まり、ひいては、より質が高くバラエティー豊かなコンテンツが生み出されることにつながるということを説明することが効果的であると考える。（大阪市）
- ・ どの業界においても働き方改革は進んでいると考えるが、仕事量そのものは減少しておらず働き手不足で人件費は高騰している状況にある。そのしづ寄せは関連会社や外注先、とりわけ中小企業に向かうことが懸念されるが、働き方改革の恩恵が社会全体に浸透するように、相談窓口の充実や独占禁止法・下請法の更なる普及・啓発活動に努めてもらいたい。（福岡市）

8 公正取引委員会の体制強化について

- ・ 最近、公正取引委員会の活躍が感じられる一方、広範囲かつ多様な業務を約800名の職員で担当することには無理を感じ、実態としては人員が足りていないのではないかと不安に思う。今後はより優秀な人材の確保が重要なになってくるのではないか。（大阪市）

以上

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員等
北海道函館市	11月22日	小島吉晴委員
山形市	11月19日	青木玲子委員
川崎市	12月 2日	山本和史委員
富山市	11月22日	三村晶子委員
大阪市	12月 3日	山田昭典事務総長
鳥取市	11月19日	山本和史委員
松山市	12月 6日	三村晶子委員
福岡市	12月 6日	小島吉晴委員

(役職は各懇談会開催日時点のもの)

第1 北海道地区（北海道函館市）

1 独占禁止法の運用について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者の出現により、今後は貧富の面で不公平感がある社会になるのではないかと感じており、公正取引委員会には的確な対処が求められる。
- ・ 公正取引委員会では、携帯電話市場に関する実態調査においてSIMロックの解除、自動更新付契約等について問題点を指摘しているが、それらのフォローアップが重要である。
- ・ 現状においてデジタル・プラットフォーム事業者とそれを用いて商売をしようとする取引先との力関係に大きな差が生じており、両社間の契約関係におけるルール、基準作りを行った方が良いのではないか。
- ・ 課徴金減免制度について協力度合いに応じて減算率を設定する見直しが図られたが、現行制度では効果が無かったのか。改正後は、経済理論的には減免申請が増える可能性も減る可能性も両面あり得る。経済学的な検証を踏まえた上で見直すべきではなかったのか。

2 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法が施行されて随分経つが、これだけ転嫁拒否行為が行われていることを知り、改めて残念に思った。

3 景品表示法の運用について

- ・ 函館市は、観光事業が盛んであり、観光土産品の需要も高まっているところ、その状況に水を差すこととならぬよう、観光土産品業者に景品表示法をよく知ってもらい、違反を未然に防ぐことが重要であると考える。公正取引委員会には、景品表示法の普及・啓発活動により一層力を入れてもらいたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 函館では、独占禁止法等に馴染みが薄いというのが実情である。小規模都市においても独占禁止法等について知る機会を設けてもらいたい。

5 その他

- ・ 働き方改革によって人材獲得競争が激しくなり中小企業が不利な立場に追いやられている。中小企業が厳しい立場にあるという実情を理解してほしい。

第2 東北地区（山形市）

1 独占禁止法の運用について

- ・ 価格カルテルなどの違反行為があれば、末端の消費者にも影響が波及するため、事業者は独占禁止法の遵守に努めてもらいたい。また、公正取引委員会は、これまで同様、公正かつ自由な競争の促進に努めてもらいたい。
- ・ リニア中央新幹線建設工事をめぐる談合事件など独占禁止法違反行為による国民経済上の損失が大きい事件について、いまだ大企業が独占禁止法違反をしている状況である。このような違反行為が無くならないのは、社会的な制裁が小さいからではないか。
- ・ 今般の消費税率引上げに伴うキャッシュレスや軽減税率への対応のための費用は、小売業者が負担しているが、小売業者からメーカー等に対して、その原資を負担するよう不当な要求がされないか危惧している。

2 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 消費税率が引き上げられたにもかかわらず、国や県からの委託料金が引き上げられていない状況である。そのような状況であるため、消費税転嫁対策については、転嫁拒否の相談窓口の設置による情報収集のほか、厳正かつ迅速な調査、重大な事案についての公表を引き続き行ってもらいたい。特に、中小事業者は、大企業に比べて力が弱いため、監視強化の更なる徹底による消費税の適正な転嫁のための環境作りを行ってもらいたい。
- ・ 公正取引委員会のウェブサイトには、消費税の転嫁拒否に係る勧告事例やよくある質問が掲載されており、大変具体的で分かりやすい。更に広く周知して、事業者への啓蒙活動をしてもらいたい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のウェブサイトで使用する用語について、もっと平易な用語を使用するなどして、より消費者や中小事業者の視点に立った広報・広聴活動を実施してもらいたい。
- ・ 地方でも、人口減少により人材獲得競争が活発化している。公正取引委員会においては、特に、シェアの高い事業者に対して、人材獲得競争における独占禁止法違反行為の未然防止のための広報活動を更に行ってもらいたい。
- ・ 確約手続を適用し確約計画を認定した旨の新聞発表があったが、具体的にどのような行為が公正かつ自由な競争に悪影響を与える可能性があったのか明らかにされていない。確約手続に係る法運用の透明性や事業者の予見可能性の確保の観点からも、消極的な情報公開の姿勢は問題であると考えている。

第3 関東・甲信越地区（川崎市）

1 独占禁止法の運用について

- ・ タクシー業界のような安全・安心が最も重要な業界の場合、自由な競争に委ねることはできない場面があると思う。公正取引委員会は、安全・安心も尊重しながら業務に取り組んでもらいたい。
- ・ いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権への対応について、その対象となるか否か、公正取引委員会の判別官が判断することとなるが、効率的な運用について具体的に考えてもらいたい。

2 デジタル・プラットフォーム関係について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者の問題において、出店していた方が、突如アカウントを凍結されたりした場合、相手方の窓口はメールしかなく、泣き寝入りの状態と聞いたことがある。出店していた方から話を聞くと問題があるようなことをしていないのにもかかわらず、そういうことが起こるのは、非常に怖くて問題があると思った。
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報を提供する消費者との取引において、ガイドラインに基づいて優越的地位の濫用規制の適用対象となるものについては、是非取り締まってもらいたい。

3 景品表示法の運用について

- ・ 景品表示法が消費者庁に移管されたといつても、公正取引委員会の地方事務所では情報を受け付けていることが消費者には認知されていないと思うので、公正取引委員会地方事務所の景品表示法に関する情報受付の連絡先を消費者に分かるよう周知してもらいたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 消費生活相談においても独占禁止法違反ではないかということを指摘する相談が年間たくさん寄せられるが、一般消費者の独占禁止法についての正しい理解が得られていないのではないか感じる。
- ・ I Tが進んでゆくと、いわゆるデジタルカルテルなど機械に任せることで証拠が残りにくいものが今後出てくると思う。やってはいけないことだという広報は大事だが、見つからなければよいということではないので、どういう形で調査していくのか広報すれば抑止力になるのではないか。

5 その他

- ・ 公正取引委員会の職員は約800名で全国展開しているが、もっと地域の各種団体や行政機関と連携する場を作るべきではないか。

第4 中部地区（富山市）

1 独占禁止法の運用について

- ・ 不当廉売に対しては「注意」で対処されることが多いが、「注意」は公正取引委員会が行う措置の中で最も軽いものであり、抑止効果も限定的であるので、より踏み込んだ厳正な措置を探ってもらいたい。
- ・ 公正取引委員会に関する話題として、コンビニエンスストアの24時間営業、フランチャイズ加盟店と本部の関係、消費期限が近い商品の値引きを制限する行為などがある。値引きの制限は食品ロスとも関係するものであり、一般に身近な問題であるので、農林水産省などと連携して取り組んでもらいたい。
- ・ 公正取引委員会との関係でいえば、データの独占や寡占を利用した優越的地位の濫用に关心がある。仮に規制をしてランキングに関する情報をすべて公開してしまうと、それを悪用されるおそれもある。そのため、データの独占や寡占に伴いどのような不公正な取引が生じるのかについては、これから事例を積み重ねていく必要があるのだろう。

2 下請法の運用について

- ・ 下請法については、違反行為に該当する事項を箇条書きにして事業者に定期的に配布してもらえると有り難い。まだまだ知らないうちに違反している場合もあり、もう少し認識を徹底すれば、公平な取引環境に改善していくのではないか。
- ・ 金型はオーダーメイドで製造するものであるが、金型の取引においては、今も製作図面の無償提供の要請といった問題が生じている。1対1の関係において取引先からそのような要請をされた場合、断ることで今後の取引がなくなってしまうことを恐れて応じているケースは多いのではないか。もっと金型受注業者を保護する政策を取らなければは正されない。

3 景品表示法の運用について

- ・ 景品表示法の運用については消費者庁に移管されてしまったが、末端の表示や景品の問題にも目を光させてほしい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会の活動についてはまだ世間一般にあまり知られていない。一般の人に身近な問題を指摘するなど、記事になるようなものをもう少し分かりやすく取り上げていけばよいのではないか。
- ・ 今回配布された資料を見て、公正取引委員会が様々な調査を行っていることを初めて知った。こうした調査結果は、報告書の公表や、ウェブサイトに掲載すれば終わりというものではなく、より効果的な周知方法を検討してもらいたい。

第5 近畿地区（大阪市）

1 下請法の運用について

- ・ 令和2年4月から中小企業にも時間外労働の上限規制が適用される予定であるが、現状、大企業でも当該規制への対応に苦慮している状況であり、そのしわ寄せが中小企業に及ばないか心配である。大企業が働き方改革を理由に短納期発注等を行うことがないよう留意してほしい。

2 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 商工会議所の会員に対して実施した消費税率引上げに伴う価格転嫁状況に関するアンケート調査の結果をみると、価格転嫁はおおむねスムーズに行われているようだ。公正取引委員会が違反行為の調査や指導、違反行為の未然防止のための周知活動等を継続して行ってきたことが要因の一つであり、公正取引委員会の取組が有効に機能したものと考えられる。引き続き、消費税転嫁対策に万全を期してほしい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会が行っている取組は、市民生活に重大な影響を与える事案が非常に多く、多岐にわたっており、最近、国民が興味・関心を持つような事案が増えたように感じている。しかし、個々の取組の背景が国民に理解されているかは不明である。国民や報道機関に対しては、その取組のメリットや現状の問題点等の背景をより丁寧に説明してもらいたい。
- ・ 芸能分野における取組の効果として、大学生等の若者にも公正取引委員会や独占禁止法の存在感・認知度が着実に高まったと感じている。

若者の興味・関心を更に高めるためには、芸能分野における競争を促進・維持することにより、芸能人やアーティストの創造性が高まり、ひいては、より質が高くバラエティー豊かなコンテンツが生み出されることにつながるということを説明することが効果的であると考える。

4 公正取引委員会の体制強化について

- ・ 最近、公正取引委員会の活躍が感じられる一方、広範囲かつ多様な業務を約800名の職員で担当することには無理を感じ、実態としては人員が足りていないのではないかと不安に思う。今後はより優秀な人材の確保が重要になってくるのではないか。

第6 中国地区（鳥取市）

1 デジタル経済と競争政策について

- ・ 大手ＩＴ企業による個人情報の独占がメディアで大きな話題となっている。インターネット上のプラットフォームに出店する事業者や、プラットフォームで買物をする消費者の個人情報をどのように保護していくのかが、今後の公正取引委員会の取組の課題だと感じている。
- ・ プラットフォームを利用すれば中小企業も事業拡大の可能性があるということは理屈としては分かるが、現実はそんなに甘くはなく結局は大手企業により淘汰される。そうならないよう公正取引委員会には力を発揮してもらいたい。

2 企業結合審査について

- ・ 長崎の銀行に係る株式取得案件について、75パーセントあったシェアを65パーセントに低減する措置を講じたとしても、地域において圧倒的なシェアであることに変わりはなく、次第にシェアは上がっていき、寡占化してしまうのではないか。当該地域の活性化や市民のためになっているのか、公正取引委員会にはしっかりモニタリングを行ってほしい。

3 下請法の運用について

- ・ 鳥取県内の事業者のほとんどは中小企業である。親事業者の働き方改革への取組が下請業者や納入業者にしわ寄せを及ぼすものであってはならない。公正取引委員会には、下請事業者等がしわ寄せを受けることがないよう十分に監視し、下請法等に違反する行為を行っている事業者は公表するなど厳しく対処してほしい。

4 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 令和元年10月に消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられた。中小企業など弱い立場の事業者に対し消費税の転嫁拒否行為が行われることがないよう、公正取引委員会は十分に監視し、違反をした事業者は公表するなど厳しく対処してほしい。

5 広報・広聴活動について

- ・ 学生だけでなく一般の大人も公正取引委員会について知らない人が多いと思うので、例えば、大学で開催する独占禁止法教室に一般の大人も聞きに来てもらうなどして、公正取引委員会の取組を認知してもらう場を作ったらよいと思う。公正取引委員会には存在を広く認知される役所になってほしい。

第7 四国地区（松山市）

1 独占禁止法の運用について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査を行うことは、非常に意義のある取組であるので、今後も、デジタル・プラットフォーム事業者の技術革新の芽を摘むことなく、競争環境の整備に努めてもらいたい。
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査では、独占禁止法上問題となるおそれがあるとして、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等及び拘束条件付取引の事例が挙げられているが、私的独占や不当な取引制限の規定を適用する余地もあるのではないか。
- ・ 飲食店予約サイトの実態調査を行うとの報道がなされていたが、当該サイト上で不正確な情報がまん延すると、公正な競争が阻害されることとなるので、問題行為があればきちんと対応してもらいたい。
- ・ 運送ドライバーの労働環境の改善について業界を挙げて取り組んでいるものの、依然として荷主から長時間待機や運送以外の役務提供を要請されることがあるため、荷主と運送事業者が対等な立場で交渉できるような環境作りを行ってもらいたい。
- ・ 中小企業が研究開発したノウハウや知的財産権について、大手の取引先との間で秘密保持契約を締結する際に、ノウハウ等の一方的な提供を求められるなど不利な条件で契約を締結させられることがあるので、独占禁止法上の問題があればきちんと対応してもらいたい。

2 下請法の運用について

- ・ 多くの起業家は、初めは下請事業者として仕事を受注する機会が多いものの、親事業者から不利益を受ける可能性があるにもかかわらず、下請法に関する知識を有している者がほぼゼロという状況であることから、起業家に対する下請法の周知活動を積極的に行ってもらいたい。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 令和元年10月1日の消費税率引上げに関して、多くの中小零細事業者から、大手の取引先に適正に増税分を転嫁してもらえるか心配だという意見が寄せられているので、今後も消費税の適正な転嫁に係る広報活動を行うとともに、消費税の転嫁拒否行為があれば厳正に対処してもらいたい。

4 國際協力について

- ・ 企業の事業活動がボーダレス化し、海外市場ともつながることが可能になったが、海外市場では様々な問題に直面することから、他国の競争当局とも連携し、国内企業が海外市場でも安心して競争できる環境作りをしてもらいたい。

第8 九州地区（福岡市）

1 独占禁止法の運用について

- ・ 福岡県では福岡都市圏以外の地域では人口減少が進んでいるが、これまでの経済が右肩上がりであった状況とは異なる競争政策の考え方があつてもよいと感じており、公正取引委員会には、実態調査等を行い、新しいガイドラインを公表するなどして競争政策の方向性を示してもらいたい。

2 企業結合審査について

- ・ 大手ＩＴ企業間による企業結合により顧客情報が集中し、それによる弊害が懸念される。

3 下請法の運用について

- ・ 中小企業の製造業者は、大規模の小売業者から、買いたたき、値引き、長期手形での支払い等の要請を受けており、このような取引慣行によりものづくり産業を消滅させないよう、公正取引委員会には下請法の観点から適切な対応をしてもらいたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は広範囲に活動を行っているにもかかわらず、ほとんどの人が公正取引委員会の活動に関心・理解がないと感じるため、高校・大学や事業者団体等で広報活動の回数を増やし、認知度を高めていくことが必要ではないか。
- ・ 例えば、法律を長年遵守した企業に対して表彰を行うなど、一方的にコンプライアンスを促すのではなく、コンプライアンスに優れた企業については地域の経済活動に寄与した事業者としてインセンティブを与えてはどうか。
- ・ どの業界においても働き方改革は進んでいると考えるが、仕事量そのものは減少しておらず働き手不足で人件費は高騰している状況にある。そのしわ寄せは関連会社や外注先、とりわけ中小企業に向かうことが懸念されるが、働き方改革の恩恵が社会全体に浸透するように、相談窓口の充実や独占禁止法・下請法の更なる普及・啓発活動に努めてもらいたい。

5 公正取引委員会の体制強化について

- ・ 技術革新が急激に進む中、従来の法令や規則で対応できないこともあると思うが、公正取引委員会には柔軟かつスピード感を持って対応してもらいたいし、組織強化も図られるべきである。